

仕 様 書

和歌山市立学校給食第一共同調理場（以下「調理場」という。）の学校給食調理等業務を委託するに当たり、その仕様は次のとおりとする。

1 委託業務名

和歌山市立学校給食第一共同調理場給食調理業務・配送等業務

2 実施場所

和歌山市弘西 1 1 3 1 番地の 1 和歌山市立学校給食第一共同調理場

3 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

4 基本条件

- (1) 学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）に準拠して業務を行うものとする。
- (2) 給食実施予定日数は年間 1 9 5 日程度とし、学校給食実施計画表によるものとする。
- (3) 別表 4 で示す施設等を対象とする基本食数の調理業務、配缶、洗浄、配送等を行うこと（ただし、食数は変動することがあるが、契約期間中の各年度の平均予想食数を基本食数とし、食数の増減による委託金額の変更は行わないものとする。）。
- (4) 受託業者は食品衛生管理を万全に行い配送するものとする。

5 委託業務の内容

業務委託は、別表 1 で示す業務分担とし、次の事項に注意して行う。

(1) 給食管理

食物アレルギーがある児童等の特別な配慮を要する者については、学校長の申し出に従うこと。

(2) 調理作業管理

調理作業の連絡区分は、別表 2 のとおりとする。

6 経費の負担

受託者の業務に対する経費の負担は、別表 3 のとおりとする。

7 損害賠償責任

- (1) 受託者は、調理に関する委託業務の実施に当たり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条に規定する一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症その他食中毒等食品衛生に係る事故のため、第三者が被った損

害を賠償すること。

- (2) 受託者は、給食配送に関する委託業務中の事故については、事故のため第三者が被った損害を賠償すること。

8 契約保証人

- (1) 受託者は、この業務の債務を履行しない場合に生じる遅延損害金、違約金その他の損害金を支払うこと及び受託者が債務を履行しない場合に、受託者に代わって自ら委託業務を履行することを保証するため、受託者と同等以上の資力及び資格能力を有する者1人以上を契約保証人として立てること。
- (2) 受託者は、上記(1)の規定により契約保証人を立てようとするときは、所定の様式による保証人承認願を市に提出し、その承認があったときは、当該保証人をして所定の様式による保証契約書を作成させること。

9 従業員の服務

- (1) 業務責任者は、常に所在を明らかにし、業務の履行に関して委託者と連絡・調整ができるようにしておく。
- (2) 業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

10 業務完了

毎月、業務完了後は、速やかに業務完了届（別記様式）を学校長に提出する。

11 その他

- (1) 給食室に私物を持ち込まないこと。
- (2) 受託者が使用する休憩室、便所等は常に整理整頓に努め、また、給食室内、周辺の側溝及びごみ置き場等の清掃を行う。
- (3) 本仕様書は業務の大要を示すもので、定めのない事項であっても本仕様書に付随する業務は誠意を持って実施する。